

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年 2月22日(金) 午後7:00 ~

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員

委員	○ 草刈弘幸
	○ 上山光重
	○ 神原秀吾
	○ 萩原眞壽雄
	○ 井上誠
	○ 高木宣美
	○ 小椋義宣
	○ 春名義昭
	○ 春名昌美
	○ 青木英隆
	○ 新田 茂
	○ 野々上良弘

4. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 基盤強化法第19条に係る利用権の設定について

報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告事項第2号 非農地証明について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	上山 隆浩
事務員	豊福 靖宏
	藤川 達也

事務局長

それでは、2月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。

会長

こんばんは、非常に天候の関係が寒かったりぬくかったり、山間地区の春がおとずれるなと思いますが、これから農繁期に入っていくとっかかりでございます。仕事関係も忙しいとおもいますが農作業の田んぼもあわただしくなると思います。体の方も十分に気を付けていただきたいと思います。欠席の問題もこの前からちょっといいなくなつたんです

けど、都合のホントに悪い方、そんな人ばかりだと思うんですけど、こうやってみなさんやってきていただいているので、ひとつそのことについては声をかけあっても、参加の方をよろしく願います。それでは事務局の方から。議題にそって審議していきたいと思しますのでよろしく願います。

事務局

それでは、事務局から議題に入らせて頂きます。よろしく願います。

訂正を説明する。・・・・・・・・

失礼します。2ページ目をお願いします。

議案第1号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請承認についてです。

譲渡人 兵庫県姫路市■■■■番地 ■■■■氏
譲受人 西粟倉村大字坂根■■■■ ■■■■氏

土地の所在地は 大字坂根■■■■ 登記地目 田 面積■■■■㎡

3ページから5ページが申請書になります。

購入対価は30万円となります。

3ページの「5番」から譲受人の耕作状況となります。

10アール以上の農地を所有しているため、農地を持つ権利を有しています。

農地までの距離は500mで、所用時間は2分です。

農作業に従事する者は2人です。

6ページが申請地の位置図です。

7ページが地籍図です。

8ページが登記記録となります。

9ページは譲渡人の「住所が確認できる書類（印鑑証明）」となります。

10ページ、11ページは行政書士への委任状となります。

なお、補足説明させていただきます。

今回所有権移転が行われる田について、71ページにあります地籍図では■■■■氏の名義となっております。この後の報告事項にて、相続による■■■■氏への変更の報告をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願います。

会長

えっと、■■■■さんて知っておられますか？その方の■■■さんがもう施設に入っておられまして、その空き地についてもどうしようかと話しがでてます。姫路の方に居られる娘さんが全部財産を所有すると言う形になります。後から出てきますが、みな名前が登記されてなかったということで、登記をしないおして売買の関係も進めて行くといういうな形です。いままで■■■さんがいちごの苗をされている、大茅の入り口の所であそこは金子さんの土地だったんですけど、これは自分が買わんといけんな、と言う事になりまして、そういう流れになりました。と言う事利用されている■■■さんがされている苺の所は購入され

た土地になっています。まだ、■■■■さんの場合には家の裏や川向こうにあってみたりなんですが、これについても所有権の関係もちゃんとしたら、それなりに、娘さんの意見を聞いて土地の利用方法を考えていかないといけないな。と思っています。とりあえず場所については、そういうことで■■■■さんが購入されと言う事です。みなさんの方から何かありますか？

委員

所有者が平成13年7月に■■■■さんになつとる！

委員

なつとるとこと、なつて無い所がある。

委員

3条は添付書類で通帳の写しはいらんのか？

委員

あくまで農地とした利用するので、建物を建てるとかで物事が変わるのとは農地として利用が変わるのはそういうたぐいの物が必要なんですけど大丈夫です。

会長

他にみなさん？無ければ次へ

事務局

議案第2号

農地法第5条による許可申請書についてです。

はじめに、申請書の書類の訂正についておねがいます。

13ページの申請書中段、「2. 土地表示等」欄の地番に誤りがございます。

資料では、「■■■■」となっておりますが、正しくは「■■■■」となります。各位資料の修正をお願いします。

1ページ戻りまして、12ページをご覧下さい。

土地の所在地は

西栗倉村大字大茅■■■■ 登記地目 田 面積■■■■㎡

譲受人 ■■■■ 氏

譲渡人 ■■■■ 氏

転用目的は キャンプ用のテントサイト です。

13ページが■■■■の申請書になります。

土地の購入対価は、50万円です。

14ページは転用の事由です。

15ページが被害防除計画です。

16ページは譲渡人の住民票となります。

17、18ページは転用にかかる譲受人の資金調達計画を証する書類です。

19ページが登記記録、

20ページが申請のあった土地の位置図になります。

21、22ページが申請地の地籍図

23 ページ目が利用計画図です。

24 ページ目が水利組合の承諾書となります。

25、26 ページは行政書士への委任状となります。

本日お手元に配布しましたものは、本件農地転用に係る誓約書となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い致します。

委員

これは大茅でテントをやっておられる場所なんですけど、その下でこれ前はやっておられた場所かな？ やって無い場所じゃな。やってないところが拡張されたということです。場所的にはそういうならびです。みなさんなにかありますか？ 全部購入ということです。参事この辺はキャンプで出入りが多いいかな？

事務局

人数までは把握してないんですけど、多いみたいですね。

委員

結構夏休みには多いのでかなり呼ばれてるんかな？ と思います。

事務局

キャバを広げれば広げるほど、売上は伸びます。

委員

これは田んぼを雑種地って事で購入か？

事務局

現状としては耕作されてない事になっています。

会長

あそこは雑種地の確認で見に行ってます。手前のところも同じように荒れてるなど帰って行ったのは確かです。井上さんと僕と上山さん見てかなりあれてるなど、まー綺麗にしていたらいいなら。

委員

一応地目は原野ということです。建物が建っている方は宅地ですね。

事務局

その上の方に建物が建っている所は宅地になってます。

会長

ちょっと荒地の関係も含めやむを得ないんじゃないかな。と思います。よろしいですかね。それでは次の案件へ行って下さい。

事務局

議案第3号

基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。
27ページをご覧ください。

利用権の設定をうける者 西栗倉村長尾 [redacted] [redacted] 氏
利用権の設定をする者 西栗倉村長尾 [redacted] [redacted] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾 [redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²
[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²
[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²
[redacted]	現況地目	田	面積	[redacted] m ²

作付けの内容は水稻および露地野菜です。

契約期間は、平成31年1月1日～平成33年12月31日までの3年間です。

借賃は1反あたり1俵の物納で、賃貸借権の設定になります。

28ページが利用権の申請書です。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

29ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員

再設定なんでもよろしくお願いいたします。

会長

問題無いですね。それでは次の案件へ

事務局

報告事項第1号

農地法第3条の3の規定による届出についてです。3件の届け出がございます。

30ページからご覧ください。

相続人 兵庫県姫路市 [redacted] 番地 [redacted] 氏

土地の所在は8ページに記載しております。

大字坂根 [redacted]	田	[redacted]	
大字坂根 [redacted]	田	[redacted]	
大字坂根 [redacted]	畑	[redacted]	
大字坂根 [redacted]	畑	[redacted]	
大字坂根 [redacted]	田	[redacted]	
大字坂根 [redacted]	田	[redacted]	(道路)
大字坂根 [redacted]	田	[redacted]	(道路)
大字坂根 [redacted]	田	[redacted]	(道路)
大字坂根 [redacted]	田	[redacted]	
大字坂根 [redacted]	田	[redacted]	(道路)
大字坂根 [redacted]	田	[redacted]	
大字坂根 [redacted]	田	[redacted]	

33ページ から 40ページが届出書類、41～43ページが申請地の土地の所在地になります。農業委員会へのあっせん希望はありません。

(44ページ)

相続人 西栗倉村大字長尾 [redacted] 番地 [redacted] 氏

土地の所在は30、31ページに記載しております。

大字長尾	[redacted]	田	[redacted]	
大字長尾	[redacted]	畑	[redacted]	
大字長尾	[redacted]	畑	[redacted]	(水路・河川)
大字長尾	[redacted]	畑	[redacted]	
大字長尾	[redacted]	畑	[redacted]	(水路・河川)
	[redacted]	田	[redacted]	
	[redacted]	田	[redacted]	
	[redacted]	田	[redacted]	
	[redacted]	田	[redacted]	
	[redacted]	田	[redacted]	
	[redacted]	田	[redacted]	

44ページ から 56ページが届出書類、57、58ページが申請地の土地の所在地になります。農業委員会へのあっせん希望はありません。

(59ページ)

相続人 西栗倉村大字影石 [redacted] [redacted] 氏

土地の所在は31、32ページに記載しております。

大字影石	[redacted]	田	[redacted]	(道路)
	[redacted]	田	[redacted]	
	[redacted]	田	[redacted]	
	[redacted]	田	[redacted]	
	[redacted]	田	[redacted]	
	[redacted]	田	[redacted]	

59ページ から 77ページが届出書類、78ページが申請地の土地の所在地になります。農業委員会へのあっせん希望はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長

相続の関係なんで、何かありますでしょうか？

委員

はい、ありません。

委員

この中に [redacted] さんのもあるってことですね？

委員

■■■■さんの田んぼになります。

委員

■■■■さんのは駐車場のか??

委員

そうです。

事務局

先ほどの議案第一号であったのが42ページです。■■■■です。

会長

それではこの案件はそういうことで。

事務局

報告事項2号となります。非農地証明についてです。
79ページをご覧ください。

土地の所在	大字影石	■■■■	登記地目	畑	面積	■■■■m ²
		■■■■	登記地目	田	面積	■■■■m ²
		■■■■	登記地目	田	面積	■■■■m ²
所有者	西栗倉村影石	■■■■	■■■■	氏		

80ページが申請書、81ページが申述書となります。

現況に至る経緯ですが、当該農地は昭和20年まで農地として利用していたが、水の供給が出来なくなり、昭和22年以降休耕田としてなっています。圃場が小さく、耕作困難な状態です。

82～84ページは当該農地の登記事項証明書になります。

85ページが当該農地の地籍図です。

86～88ページが当該農地の現況写真となります。

本件について、今月7日に草刈会長、春名義昭委員、井上誠委員にご同行頂き、現地の調査を行い、雑種地となっていることを確認致しました。

よって、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨を証明致したいと思えます。以上で説明を終わらせていただきます。

委員

僕が生まれる前から田んぼが使われて無かったんです。それ以降畑だった所だんだん道が広がったんで、狭くなって来てますけど、山とつながってる.....

会長

シカの集まり場。とにかく荒地になっているということです。別に問題ないですね。それではそういう形で外していただくという形です。それではよろしくお願いします。以上です。あとみなさんの方から何かありますか?

委員

問題になってる大茅の■■■■さんの墓の件。その後どうなってるの？

事務局

一応違反はお伝えしてありまして、書面でやりとりはしています。結論からいうと、まだどうなるという話しは出ていません。こちらからは墓地の形状になっているので、墓地関係の手続きをお願いしたんですけど、あそこに骨は入れないと言うので墓地にはならないということで、墓地としての指摘事項としては解決というか議題から外してるんですが、農地については明らかにのうちであるということで、農地法の関係で手続きを早急にしていただいているんですが、ただ、先方さんには先方さんの言い分ががありまして、いろんなことができてまいして、こちらも弁護士と通じて書面にしたものを送り返しているという状態です。墓石があっても納骨をしないかぎり、墓地の該当とは言えないんです。

委員

納骨をしていないと言う確認を取らないといけない。

事務局

一応モニュメント。ご本人がそう言いますんで、墓地のところについてはそういう問題があるんですけど、農地法については農地についての手続きはして下さいね。とこちらからは話しを進めています。

委員

あれから作業は進んでない？

事務局

作業は進んで無いです。

委員

シートがかぶせてある。

委員

平行線ってこと？

事務局

あの一あちらも言い分がるんで、一概にこれを否定してやるのもあるので、ある一定の期間はやりとりが必要なのかな。と思ってます。

委員

相手の考えがよ一わからんな。

事務局

ただこちらの方の手続きはやっているんで、昔で言う時効だとかは無いです。どっかの判断でどうするか？は、弁護士さんと話しを進めて協議をしている所です。

委員

申請したらすむ問題じゃないん。

事務局

申請したらすむ話しなんですけど、申請をするのに境界を確定しないといけないんです。前に話しをしましたが、水路の問題があるんです。これが確定しないと申請出来ないんです。その部分が問題で集成図上とご本人が言われるのがちょっと相違がありまして、もともとの始まりはそこなんです。手続きをやり始めるとその話しが出てそこで手続きが止まって手続きが進んでないのに、工事は始まってそこでまた話しが。

委員

僕にもちょっと相談させてくれ言うてきたんですけど、最近ちょっとも言っ来てなくなった自分がやばいと思っ居るんじゃないかな。

事務局

事業者さんにも通知させてもらってます。このやった糸はなんなんだ。と、やりとりが。これは命令なのか？なんなんのか？といろんな解釈の仕方が違っやりとりをやってるんです。明らかに農地法違反には間違いないので、改善してくださいね。って、手続きさえちゃんとしてくれればいいんですけど、その手続きをなぜしないといけないんだってなっってくるんです。

委員

根本的に考えが違うん。

事務局

とりあえず、書面が帰っきてるんですけど、同じことの繰返で帰っきてるんです。

委員

僕らが見ただろ。フォローかけてそのまま作業が進んで無い状態です。

事務局

墓石屋さんも材木店さんも止まっている状態です。

委員

変な話しじゃで、そっちも悪のは悪いんじゃけど。

会長

その他に何か？なければ事務局からは。

委員

活動日誌は持って来いかな。

事務局

活動日誌も持って来て下さい。

会長

また、もって来る日にちを通知に書いて。

委員

はい。

事務局

転作の関係も作付けの計画の関係も3月に入ったら、その手続きも皆さまの手をおかりしますが、スムーズに行くようによろしくお願いします。

会長代理

それではお疲れの所ご苦労様でした。新しい年になりまして、早2ヶ月が立とうとしています。来月にはいきますと田んぼの事で大変忙しくなると思います。農業の情勢という物は非常に厳しい物があると思うのですが特に TPP 等が発令されまして、農産物等いろんな物が安く入ってきておりますけど、アメリカの農業も大変厳しいようで、大きな農家が倒産するところがあるゆで、日本の農業の兼業農家の方が強いのかな。と思いました。日本だけでなくアメリカ大きな農家の方も大変なんだとおもいました。日本も色んな年代の人が農家を支えているのでしっかり頑張ってください。それではご苦労さまでした。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員